

暮らしと法律を結ぶ—ハウネット

hounet

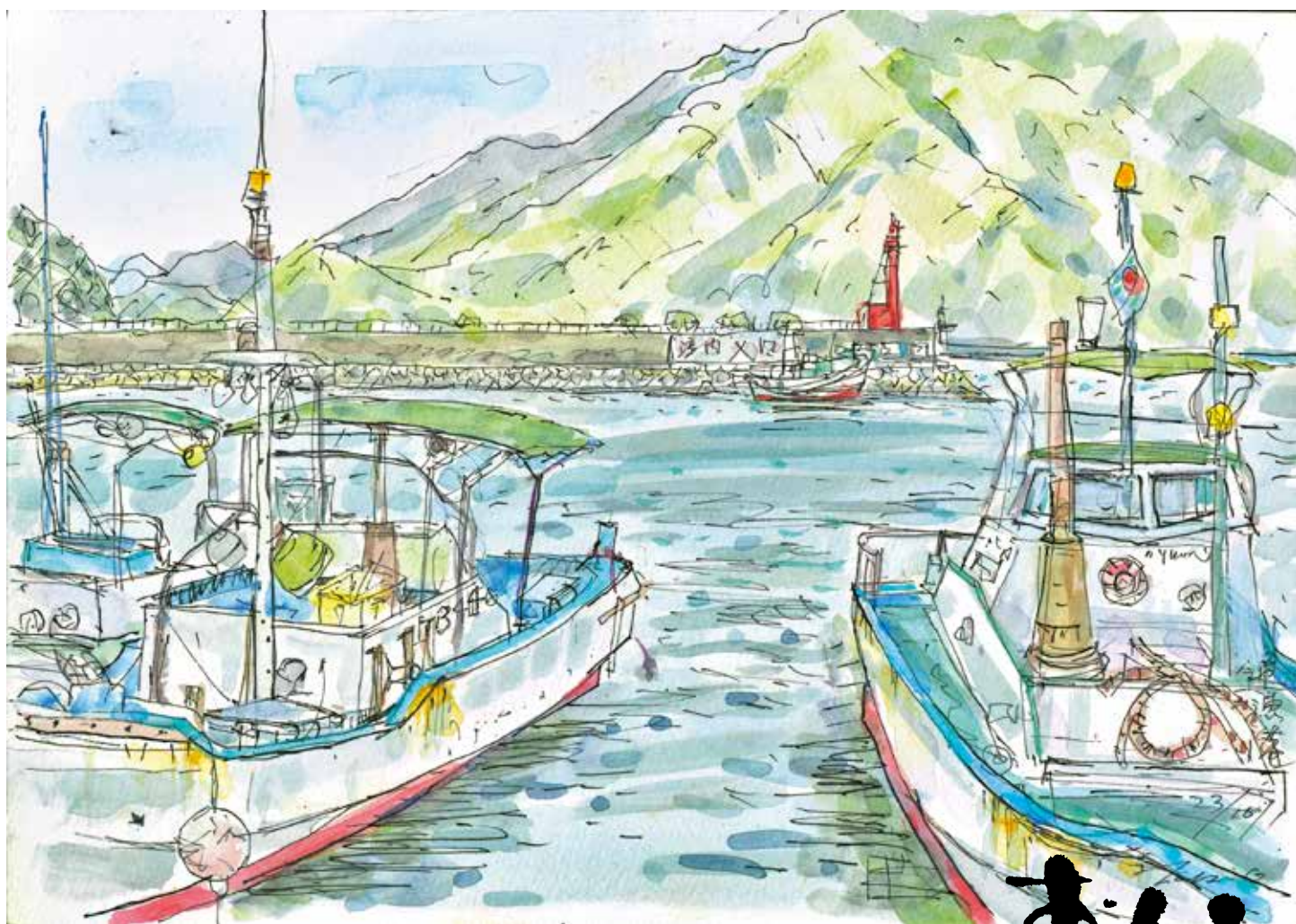
news

ハウネットニュース 2013.10.1 Number

21

企画・編集・発行
ハウネット事務局
弁護士法人
名古屋北法律事務所

弁護士 長谷川 一裕
弁護士 伊藤 勤也
弁護士 白川 秀之
弁護士 山内 益恵
弁護士 加藤 悠史
弁護士 蓑 明玉
弁護士 鈴木 哲郎
弁護士 矢崎 暁子



あもる

.....シリーズ

Vol. 15

最近の新聞に「初老は何歳からか」という調査結果が出ていました。その結果、男性55・5歳、女性58・4歳と出たそうです。辞書では「初老」は40歳からとなっていますが、平均寿命が延び国民の感覚にマッチしなくなりました。今年、55歳の誕生日を迎えた私は、「四捨五入したら還暦ではないか」とショックを受けていました。が、記事を見て「まだ初老なんだ」と少し胸を撫で下ろしました。

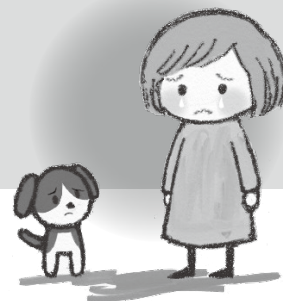
夏休みに、キケロ「老年について」(岩波文庫)を読みました。約2000年前前の紀元前44年に書かれた本です。「老年について」は、肉体的能力が衰え、死を間近にした暗くて惨めな老年時代という老年のイメージが如何に間違ったものであるかについて、対話形式でわかりやすく語った古典です。成熟した知性、欲望から解放された自由の豊かさへのまなざし。流転する自然を肯定的に捉え、「老年になっても死を軽んじることを学び得ていないことは、なんともじめなことだろう」という澄み切った諦観。肉体的な減びと魂の不滅についての考察。キケロ61歳の時の思索の結晶です。



弁護士
長谷川 一裕

年を重ねるということ

日本の子どもの貧困を考える



子どもはみんな「社会の子ども」

～山野良一さん記念講演から～

暮らしと法律を結ぶホウネットの第10回総会では、山野良一さんが「日本の子どもの貧困を考える」をテーマに記念講演を行いました。その概要を報告します。

1 「貧困は貧困だけに終わらない」 ～子ども虐待と貧困について～

貧困とは単にお金がないということだけではありません。子どもたちの発達に非常に大きな影響を与えます。虐待の陰には、親の経済問題や孤立した子育てなどが絡み合っており、様々な虐待の事例からも、日本では貧困の連鎖と虐待の連鎖が見事に一致していることが分かります。

2 日本の子どもの貧困を どう考えたらよいか

日本の相対的貧困率は、1980年代から上昇し、2009年時点では国民全体で16%、子どもは15%です。323万人の子どもたちが貧困状態にあります。子どもの数が減っているのに貧困の子どもが増えています。非正規労働が増

大学卒業時点で有利子の500万円もの借金を抱えることになります。親の経済力で教育を受ける権利が制限されています。

4 子どもの貧困解決に向けて

子どもは、社会から一時的に親に委託したのだ、「社会の子ども」という考え方がヨーロッパなどでは根付いています。親がお金に困っていたら、子どもはガマンするのが当たり前という観念、価値観を私達は持つてはいないでしょうか。

非正規労働などが増え、親の収入が減っていることから、子どもの貧困ではなく家族の貧困といわれるけれども、あえて「子どもの貧困」といいます。それは、子どもたちがみんな平等に権利があるということ、子どもの発達という視点から見過ごせないこと、家族の責任ではなく、政策の問題であり、未来へ影響する重大な問題であることから、子どもの貧困と強調しています。



(文事務局長 長尾)

元児童館館長に聞く

子どもの貧困 最前線



時のひと

遅ればせながら我が国でも子どもの貧困に光が当てられはじめ、今年6月には「子どもの貧困対策法」が制定されました。地元の子ども達はいま、どのような環境にいるのでしょうか。2013年3月まで6年間、北区上飯田児童館の職員として、子育て支援や、中高生の居場所づくりに積極的に取り組んでこられた加藤久美子さんにうかがいました。

(取材 弁護士 山内益恵)

ホッとできる居場所づくり

児童館は0歳～18歳まで利用できます。ホッとできる居場所であることを目指してきました。

その為には来館者一人ひとりに丁寧に関わることを基本としてきました。心地よく過ごすごうであれば「明日もこよう」「友達誘ってこよう」となり、実際に来館者数は増えていきました。

閉館17時では高学年の利用が難しいので、子ども達の要求と職員体制が合えば17時以降の利用も柔軟に対応し、昨年度からは週一日中学生以上19時それ以上18歳まで20時までと利用時間延長を実施しています。現在も常時15、16人の利用があるようです。

宿題・ボール遊び・ゲーム・卓球・おしゃべり等、友達、職員と過ごしています。職員に会いに来てくれる大きい子もいます。思春期は自分のこと、これからのこと、また異性に興味をわく等、見つめ考えるようになります。親には言えない、話したくても忙しそうな親、そんな時に思い出してくれるようです。

生活することに精一杯の 親を見て育つ子どもたち

児童館は選んできてくれる所。毎日会える訳でもないで見えにくいのですが、昼食も摂らないで一日過ごす、摂ってもコンビニで安価な飲み物と菓子。毎日同じ服。毎夜仕事の母を待ち一人で留守番という子もいました。

今はどこでも「離婚」という言葉が普通に飛び交います。この地域でも一人親世帯特に母子)が増えていると感じました。子どもの言葉からは、深夜まで働く母の姿、一方で病んで引きこもっている母の姿も見え、まだまだ手をかけてもらいたい子が、そんな母を拒否しつつも気遣い、お金がかかる修学旅行は「行きたくないから行かない」と言ったり、早朝や深夜にコンビニ弁当を買



いに行ったり、早く自立したいと安易に「仕事を探そう」と口にする姿などがありました。「母さんに苦労かけたくない」と最初から諦めたり、私学には受かったのに公立に落ち就職を決めた子もいました。援助の術なく心が痛みました。

明るくて賢い、優しくよく気が付く、そんな子達のなかに、勉強には後ろ向きになってしまったように感じる子もありました。親は生活することに精一杯。子どもの事には気が回らず、子どもも勉強からは気持ちが離れてしまう。「学校では授業中に他事を考えているか落書き」と得意気に聞かせてくれる子もありました。

劣悪労働スパイラル

とはいえ中卒では全く不安定です。男子はほぼ現場仕事。長時間働かされて約束とは違い給料はピンハネに低額。女子はコンビニか飲食店。簡単に辞めさせられてしまう。そんな職場に対し子ども自身も働きがいがなく、すぐ辞める。その繰り返しなのです。みんな元気で純真な子ばかり。大人の責任においてどの子もみんな高卒資格だけは得られるようにしてあげたいと思います。

北区東部 いきいき支援 センター



「いきいき支援センター」は、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などの専門職が中心となって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者を支える機関です。

2013年7月1日から、事務所を北区平安通の「名古屋北法律事務所」と同じビルの2階に移転しました。

高齢者ご本人やそのご家族からの困りごとのご相談のほか、地域の方からの「気がかりなお年寄りがいる」などの情報を気軽に相談に来ていただけるセンターを目指しています。お電話や来所による相談のほか、ご自宅への訪問による相談も行っています。明るく開放感のあるフロアで、ゆつくりとお話しいただけます。16名のスタッフ一同、みなさまのお越しをお待ちしております。

北区東部 いきいき支援センター (名古屋市社会福祉協議会が運営を受託しています)

所在地：〒462-0819
北区平安二丁目1番10号
第5水光ビル2階
※地下鉄平安通駅4番出口から徒歩1分

電話：(052) 991-5432
FAX：(052) 991-3501

営業時間：月曜日～金曜日
9:00～17:00
＜祝日・年末年始休み＞

担当地域：飯田・城北・杉村・辻・東志賀・宮前・名北・六郷・六郷北学区(小学校区)

弁護士 コラム



弁護士
鈴木 哲郎

青春よもう一度

先日、私は「被告人」となっていました。といっても、架空の話です。私が卒業した法科大学院の「刑事模擬裁判」の授業に、被告人役として参加してきたのです。

裁判官・検察官・弁護人は学生が分担し、本物の法廷そっくりに造られた教室で行います。弁護人役の学生たちは、私の言い分に真剣に耳を傾け、検察官のストーリーを崩すため知恵を出し合っていました。最終弁論は、法廷の中央で、原稿は一切見ずに行うというプロ顔負けの実に堂々としたものでした。

結果、私の主張は裁判官に認められませんでした。

実刑判決ですの

で、社会復帰は当分の先のことです(泣)。それでも、学生たちと一緒に闘った2日間はとても楽しく、遠い日の「青春」を久々に感じる事ができました。



会員 コラム



坪井 みよ子
(ハウネット世話人)

「廃墟と再生」広島展

ちょうど10年前、私たちは電気文化会館ギャラリーにて、災害や戦争で破壊された景観をテーマにした絵画展「棄てられた街」を開催しました。その後、世界の美しい景観も含め「廃墟と再生」として全国11ヶ所で開催し、この8月末には巡回最終地としての広島展が開催されました。ここには「フクシマ」「南三陸」の絵も加わったのです。全国の実行委員が集まるし、何より、もう一度あの「絵たち」を観たいと思い友人と出掛けました。

懐かしい人たちとの再会も嬉しいものですが、「アウシュビッツ」「チェルノブイリ」などの絵の前では改めて戦争や平和、災害、脱原発への思いを強くした3日間でした。

そして、カープファンの私ですもの「マツダスタジアム」で声を枯らしたことは言うまでもありません。



くらし支える 相談センター 談話室たより

パッチワーク教室(キルトMCY)

……毎月第1土曜日13:30から

M(道子)・C(千代子)・Y(洋子)の三先生を中心に作品作りに挑戦。総会にて作品を展示、たいへん好評でした。手も口も止まることを知らず、楽しくやっています。



くらし支える相談センターの談話室では趣味の会としていくつかの行事が行われています。簡単なご紹介と、ご参加の案内をさせていただきます。

切り絵サークル

……毎月第4水曜日13:30から

3〜4枚の紙の上に型紙をのせ、カッターで切り抜くとあつと驚く作品が出来上がります。何と、切り抜く紙は新聞のカラー広告のページ。世界に一つの切り絵が出来ます。暑中見舞い、年賀状、色紙にもオリジナルの作品が。もつ、楽しくつて……。



パソコン教室

……毎週金曜日19:00から

少数個人指導、自分の分からないところから出発。何度聞いても必ず教えてもらえます。先生がやさしい。ただし自分のパソコンを持って来てください。

現在、生徒さんの最高齢は85歳です。



くらし支える 相談センターとは?

市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話でお受けし、それぞれ専門の団体・法人・個人の方々と解決に向けたお手伝いをしています。どこに相談したらいいのかわからず悩んでいる方、気軽にお電話ください。相談は無料です。「暮らしと法律を結ぶハウネット」と「弁護士法人名古屋北法律事務所」が共同で運営しています。

電話番号 052-916-7702
電話受付 平日午後1時から5時

旅のスケッチ

vol.21

緑の丘に 赤いポピー咲く トスカナ



常任世話人
福島 章子

6月にイタリアのトスカナへ行って来ました。フィレンツェやシエナなど有名な街もトスカナ州ですが、自然豊かな田舎に点在する由緒ある小さな町や村もまた代表的なトスカナ地方の風景です。

私たちは自然遺産に登録されているオルチャ渓谷で、麦畑の丘の上に立つ若いセレーナさんご夫婦の家に泊りました。ここから、小型バスで緩やかに麦畑や牧草地の続く緑のオルチャ渓谷を走り、近くの美しい塔の町・サン・ジミニャーノや自然遺産のピエンツァ、丘陵都市モンテプルチャーノなど古い美しい町を訪ねました。のんびりとビールやワインを飲んでおしゃべりしながら、広場のカフェで昼食と休憩の時間。何ものにも代えがたい至福のときを過ごしました。

そして、2年前に来たときは時期外れで見るこ





社会保険庁職員の分限免職(解雇)事件で勝利判定

人事院は2013年8月19日、社会保険庁の解体に伴い分限免職処分(解雇)とされた愛知県内の職員2名について、処分取消を命ずる判定を交付しました。

2009年12月31日に社会保険庁が解体されて日本年金機構が発足しましたが、社会保険庁は、日本年金機構に採用されず、また厚生労働省内での異動も叶わなかった社会保険庁職員525名を同日付で分限免職処分(解雇)としました。社会保険庁の行ったこの不当な解雇処分に対して、全厚生労働組合員39名を含む71名の職員が、解雇処分の取り消しを求めて人事院に審査請求申立を行ったのが本件です。

本件で私たち弁護士は、

●そもそも社会保険庁解体の理由・必要性がなかった(社保庁解体の違法性)

●公的年金業務が厚労省の管轄業務として残っている以上、分限免職の要件を満たさない

●郵政民営化等の場合と異なり、職員の引継事項が設けられなかった不平等扱いの違法性

●他の省庁の整理・人員削減の際に設けられた雇用調整本部を利用するなどして、政府の責任で省庁の枠を超えた転任による解雇回避を行わなかった不平等扱いの違法性

等を主張しました。人事院での審理では、労働者の権利を守るべき厚労省が525名という大量解雇を行うに当たり解雇を回避する努力を怠っており、さらに努力を重ねることによって解雇を避けることができたはずであるという「解雇回避努力義務違反」の有無・程度が集中的に論議されました。

3年に及び審理を経て、2013年1月に最終意見陳述書を提出してその判定結果を待っていたところ、本年4月から順次他の地域の請求者の判定が出され、8月19日ようやく愛知の請求者についても判定書が交付されました。

結果は冒頭述べたとおり愛知の請求者4名中2名について処分を取り消すという画期的な判定であり、厚労省の不当な処分を野放しにはしなかった人事院の英断に敬意を表するものです。

しかし他方で、2名については解雇処分が承認され、取り消されることはありませんでした。

先に述べた争点での国・厚生労働省の誤りについては判断することなく、この取消と承認の分かれ目は、東海北陸厚生局への転任のための個別面接の際の評価のみでした。これは、厚生局への転任を希望する人たちについて転任の

可否を決めるため

のものでしたが、わずか10分程度の面接が行われただけで、客観的な評価基準はなく、面接官の主観的な感覚のみを手がかりにしたものでした。

当然各面接官にとっても評価基準があいまいで、極めて杜撰な手続であったと言わざるを得ません。このような面接の成績のみで公務員としての身分を奪われるのでは、当事者は到底納得できるはずがなく、人事院判定の不当さはここに端的に表れています。

今後も、職員全員の解雇取消を求めて全国的な運動は続きます。これからもご支援をお願いします。



弁護士
伊藤 勤也



愛知における

福島原発事故被害の損害賠償への取り組み

1 避難者をサポート

～愛知弁護士団

東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の事故により、数多くの方が住み慣れた地域からの避難を余儀なくされ、ここ愛知県にも、約300世帯、800名ほどの方が避難されています。

避難者の方々の生活は大変厳しいものです。放射線による健康被害への不安はもちろんのこと、大人達は仕事を失い、子どもたちは希望していた進路を絶たれ、友人と離ればなれの生活を強いられています。父親が仕事を続けるため、母子で避難し、家族がバラバラになっている家庭も少なくありません。

愛知県では、弁護士有志が福島原発事故損害賠償弁護士団を結成し、県内避難者の適正な損害賠償の実現のため活動しています。

2 東電による

損害賠償の問題点

弁護士団では、無料の法律相談や、希望される方について、東電への直接の賠償請求、原子力損害賠償紛争解決センター(原紛センター)への仲介申立の代理人活動を行ってきました。

しかし、東電への直接請求では当初、愛知県に多い「自主的避難等対象区域」の方の場合で、子ども・妊婦であっても引越費用、一時帰宅費用、家具などの購入費、慰謝料などの全部を合わせて60万円、それ以外の人については8万円という低い賠償額しか認められませんでした。その後若干の追加はありましたが、微々たるものです。原紛センターでは実際の避難実費の上乗せが認められています

が、慰謝料額は低いま



3 訴訟提起も

であり、生活を根こそぎ奪われたことに対して到底見合わないものとなっています。

2013年6月24日、福島県から避難した8世帯29人の方が、東電と国を被告として、名古屋地方裁判所へ提訴しました。慰謝料の一部として、一人あたり1000万円と弁護士費用100万円を求めています。国は、他の地方の裁判で、事故の責任を否定する対応をしており、裁判では、原発事故に対する国家の責任が問われることとなります。

弁護士団では引き続き、原告を募集しています。ご関心のある方は、愛知弁護士団ホームページ(<http://genpatsu-aichi.org/>)をご覧ください。



弁護士
裴 明玉

EVENT INFORMATION

ハウネット法律講座のご案内

暮らしと法律を結ぶハウネットでは、下記のとおり名古屋近郊にて「相続」をテーマに法律講座を開催します。また、10月は予約制・先着順で相談会も行います。

10月17日(木)

場 所: サンプラザシーズンズ (名東区)
(最寄り駅 地下鉄東山線・リニモ「藤が丘駅」)

講 座: 14:00~15:30

相談会: 15:30~17:00(予約制)

講 師: 弁護士 山内益恵 司法書士 友原寛之



11月21日(木) 14:00~16:00

場 所: 文化勤労会館 (北名古屋市)
(最寄り駅 名鉄犬山線「徳重名古屋芸大駅」/「西春駅」)

講 師: 弁護士 矢崎暁子



12月17日(火) 14:00~16:00

場 所: 生協生活文化会館もしくは、
千種生涯学習センター (千種区) 予定

講 師: 弁護士 鈴木哲郎



※参加費は無料です。奮ってご参加ください。

※12月の開催場所確定については名古屋北法律事務所のホームページ内でご連絡いたします。ご不明な点がございましたらお気軽にお電話ください。また、事前に下記ハウネット事務局までお申し込みください。

Pencil

表紙の絵から

【立木 昭男さん】「錦漁港」

小波に揺れる漁船の躍動感と中央を横切る防波堤の組み合わせと力強い緑の山々の対比が美しくモチーフになった。

立木昭男さん出展展覧会のご案内

● 中文化祭

日時: 2013年10月12日(土)
~10月13日(日)
場所: 中生涯学習センター

● 秋の八月会展

日時: 2013年11月6日(水)
~11月10日(日)
場所: 名古屋市博物館

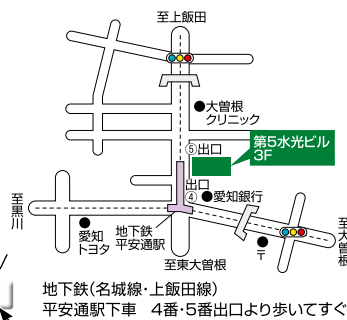
ハウネット事務局

〒462-0819
名古屋市中区平安2丁目1番10号
第5水光ビル3階
弁護士法人 名古屋北法律事務所
TEL.052-910-7721
FAX.052-910-7727

URL: <http://www.kita-houritsu.com/>

名古屋北法律事務所

検索



ハウネットバス旅行のご案内



岐阜白川郷

世界遺産の山里をぶらり散策

今年は紅葉の時期に、岐阜白川郷を訪れます。

とき **11月16日(土)**

行き先 **岐阜県大野郡
白川村**

費用 **5,500円**
(バス代・昼食代)

集合 **8時00分**
(8時20分出発)

名古屋北法律事務所前の道路にバスが停まります
(詳しくは別刷りのチラシをご覧ください)

くらし支える相談センター

からの お知らせ



くらし支える相談センター

ポスター貼り出し
協力をお願い(再)

以前の紙面(ハウネットニュース19号)にも掲載しましたが、再度のお願いです。

相談センターの存在を広くお知らせするため、ポスターの貼り出しをしています。

「自宅の壁に貼ってもいい」「貼らせてもらえるところを知っている」などの条件がありましたら、ぜひご連絡ください。

(ポスターのサイズは、51.5cm×36.5cmです)

ご不明な点はお気軽にお問合せください。

電話・FAX: **052-916-7702**

平日の午後1時~5時までの電話対応

くらし支える相談センターについては
本紙4頁目をご覧ください。

郡山市にて行われた福島原発事故の被災者救済や復興に向けてのシンポジウムに参加しました。土地(ふるさと)への愛着はお金で替えられるものではなく、土地を離れることで体調を崩す被災者、災害関連死も増加しています。パフォーマンス的な除染政策、一時的な復旧を被災者は望んでいないと感じました。長期的に、生活再建・復旧復興するための制度改革が重要です。「どんな地域であっても、なくしていい場所は絶対ない」この思いを幅広い国民の意見として被災者救済の運動につなげていきたいです。(K)

編集後記